

「わたしたしらしく生きる」をまもるもの。

名古屋法律事務所友の会
法律講座100回記念 第一回憲法講座

新しい時代の

マイノリティと憲法

私たちが普段、憲法を意識することは少ないかもしれません。けれど、マイノリティ（少数派）にとって憲法13条—個人の尊厳は、無視できない存在です。元ひきこもりである講師の倉知孝匡さんは、ひきこもりの実体を勝手に定義しがちな風潮の中、「人と違う生き方をしてきた自分の存在自体を認め、その生き方を肯定する大きな根拠となる」憲法13条を知り、救われたと振り返ります。マイノリティの気持ちになると、憲法が私たちの「わたらしく生きる」をまもっていることに気づきます。今回はもう一人、MtFトランス（男性から女性への性別移行）をされた安間優希さんのお話を聞き、セクシャルマイノリティをはじめとするマイノリティの視点に立って、憲法を見つめ直します。

4/16 (mon.) 18:30-20:30

講師 倉知孝匡 [KURACHI Takamasa]

中学校3年生から4年間、ひきこもり生活を送る。現在、弁護士法人名古屋法律事務所弁護士として勤務。専門は知的財産法（特許、意匠、商標、著作権等）。

ゲスト 安間優希 [ANMA Yuki]

MtFトランス（男性から女性へ性別移行）をする。名古屋のGIDサークル「GID Proud」代表、セクマイNPO「PROUD LIFE」代表理事。会場のMix ダイニング・バー Queer+s のオーナー。

第一会場：Mix ダイニング・バー Queer+s

名古屋市中区東桜 2-22-14 キングビル1F (052)-931-7707 <http://queer-s.com/>

- 参加費500円・ワンドリンクつき ● 懇親会費 3800円・飲み放題
- 第二会場とのSkype中継あり ● Ustream中継URL : <http://ustre.am/IX6q>

第二会場：弁護士法人名古屋法律事務所 会議室

名古屋市中村区則武 1-10-6 側島ノリタケビル2階 (052)-451-7746

- 参加費無料 ● 第一会場とのSkype中継あり

申込：弁護士法人名古屋法律事務所

(052) 451-7746 info@nagoyalaw.com

※会場（第一または第二）のご希望、懇親会参加の有無をお知らせください。

第二会場での参加の方も、第一会場での懇親会にご参加いただけます。

主催：弁護士法人名古屋法律事務所 友の会

Flyer design：原愛樹

この講座とちらしについてのお問合せは、弁護士法人名古屋法律事務所まで。